

「会社による組合掲示物の不当撤去と、 不当処分による支配介入事件」勝利にあたって

本日、東京高等裁判所は、第一審原告・東海旅客鉄道株式会社（以下「会社」）が、第一審被告・中央労働委員会を相手に行政命令の一部取消を求めていた事件の控訴審（「東京高等裁判所平成21年（行コ）第134号」）に対して、会社側の訴えを退け、中労委命令を支持した地裁判決内容を認めた組合側勝訴の判決を言い渡しました。

この事件は、会社が大阪第二運輸所分会の組合掲示板から掲示物を不当撤去したことと、山口当時分会長に対して通告した訓告処分等が不当労働行為にあたるとして大阪府労働員会に救済申し立てを行ない、その結果、私たちの主張が認められた事件です。再審査で争われた中央労働委員会でも組合側勝利の命令が発せられました。さらに会社は、中労委命令の一部取消しを求め東京地裁へ訴えていました。東京地裁は掲示物の不当撤去したことを認めましたが、訓告処分等による不当労働行為は棄却しました。

高裁では中労委側、会社側とも不服な点について双方が控訴し、組合側も引き続き補助参加人として闘ってきました。そして本日、再びその会社側の訴えが退けられたのです。

私たちは、この間、会社が「やり得」とばかりに繰り返している掲示物不当撤去を広く社会に訴えると共に、その不当労働行為の救済を求めて闘ってきました。労働委員会への申し立てから自前の労働委員会として弁護士、証人役を組合員自らが担い闘ってきました。本日の判決に至るまで多くの組合員との準備・打合せを重ねてきました。闘いの場を裁判所へと移してからも補助参加人として主体的に闘いを進めてきました。まさに、会社によるJR東海労への組織破壊攻撃を職場から跳ね返してきたと言っても過言ではありません。

平成20年11月25日、これまで組合掲示物不当撤去に関して闘ってきた二つの事件に対し、最高裁判所が組合勝利の判断を下した決定も行いました。本日の判決も、この最高裁判所決定に後押しされるかたちでなされたものであり、会社による労働組合の弾圧である組合掲示物不当撤去に関して司法の判断が下されたのです。

この間の闘いに協力して頂いた仲間の皆さんと賛同していただいた多くの関係者の皆さんに感謝いたします。

しかし、会社からの弾圧はこれに止むことはありません。今後も反転・攻勢の闘いを職場から牽引することを明らかにし、JR総連に結集する全国の仲間と共に団結して闘ってまいります。

以上

2009年9月29日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労新幹線関西地方本部
J R 東海労大阪第二運輸所分会